ネクストエンジン利用規約 第1編 新旧対照表

章	条	No.	旧	新	備考
第2章	第8条	5.	ー	(4) 利用申込者が取扱う商品に関して法令等による規制があり、利用申込者がかかる規制に違反するおそれがあると当社が判断したとき	（追記） 実態に合わせた追記
第3章	第12条		当社は、契約者の承諾なく、ネクストエンジンサービスの提供に関して	当社は、契約者の承諾なく、ネクストエンジンサービスの提供（サービスの拡充の検討も含む）に関して	（追記） 今後のサービス拡充を見据えての追記
第4章	第16条	2.	(1) 利用契約等上の債務を履行しないとき	(1) 利用契約等に基づく債務を履行しないとき	（変更） 表現の修正
第4章	第16条	2.	ー	(2) 利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき	（追記） 実態に合わせた追記
第4章	第16条	2.	ー	(4) その他当社が利用契約等を継続するに関し、不適当な事情があると判断したとき	（追記） 実態に合わせた追記
第8章	第31条		当社は、統計を取るために、契約者のサービス内データを利用することができるものとします。その場合には、当社は、統計から、契約者が特定されないようにしなければならいものとします。	1.当社は、統計を取るために、契約者のサービス内データを利用（第三者に処理を委託する場合及び当社のグループ会社に提供して利用する場合を含みます。以下、本条において同じ。）することができるものとします。その場合には、当社は、契約者が特定されないようにしなければならないものとします。 2.当社は、ネクストエンジンサービスの提供のために必要な場合、ネクストエンジンサービスの品質向上のために必要な場合、ネクストエンジンサービスのサービス内容の拡充等の検討のために必要な場合及びネクストエンジンサービス以外の当社又は当社のグループ会社の新たなサービスに必要な場合に、契約者のサービス内データを利用することができるものとします。	（追記） 今後のサービス拡充を見据えての追記

ネクストエンジン利用規約 第1編 新旧対照表

章	条	No.	旧	新	備考
第8章	第32条		―	当社は、サービス内データを保管する義務を負いません。但し、当社は、サービス内データのうち受注データに関しては、当該データの登録された日から2年間は、意図的に削除することをいたしません 。	（追記） 実態に合わせた追記
第8章	第34条		―	(11)利用契約等に基づく債務を履行しないとき	（追記） 実態に合わせた追記
第8章	第34条	1.(13)		(12)利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき	（追記） 実態に合わせた追記
第8章	第34条	3.		(13)その他契約者の財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき	（追記） 実態に合わせた追記
第8章	第34条	1.		(14)その他当社が利用契約等を継続するに関し、不適当な事情があると判断したとき	（追記） 実態に合わせた追記

ネクストエンジン利用規約 第2編 新旧対照表

章	条	No.	旧	新	備考
第1章	第2条		メイン機能に関する利用規約において使用する「メイン機能」の用語の意味は	「メイン機能」とは	（変更） 表現の修正
第2章	第3条		算定方法は、https://next-engine.net/price の料金表に定める	算定方法は、ネクストエンジン公式サイトの料金表に定める	（変更） URL変更を考慮した修正
第2章	第4条		個別契約が成立した月から起算してとします。	個別契約が成立した月から起算するものとします。	（変更） 誤記の修正
第2章	第4条		ー	3.契約者が更新拒絶の意思表示を行う場合、当社が別途指定するフォーム により更新拒絶の意思表示を行う必要があります。	（追記） 実態に合わせた追記
第2章	第6条		ー	1.契約者は、メイン機能を利用するにあたり、メイン機能に関するIDの発行を受ける。 2.契約者が、他の事業者から当該事業者の行う取引に関してメイン機能の管理の委託を受ける場合、事業者毎にメイン機能に関するIDの発行を受けるものとする。	（追記） 詳細の追記
第3章	第9条	1.	無料体験サービスの利用期間は、無料体験サービスに関する個別契約締結の日から30日間とします。	無料体験サービスの利用期間は、原則として、無料体験サービスに関する個別契約締結の日から30日間とします。	（追記） 実態に合わせた追記
第3章	第9条	2.	無料体験サービスの利用は、一無料体験者につき、一回限りとします。	無料体験サービスの利用は、原則として、一無料体験者につき、一回限りとします。	（追記） 実態に合わせた追記

ネクストエンジン利用規約 第3編 新旧対照表

章	条	No.	旧	新	備考
第1章	第1条		以下の行為をする場合の活動範囲、活動内容	以下の行為をする場合の契約者の活動範囲、活動内容	（追記） 詳細の追記
第2章	第6条	2.	(2) 契約者から紹介を受けた顧客に対し、利用契約等に基づきメイン機能を提供すること	(2) 契約者から紹介を受けた顧客に対し、利用契約等に基づきメイン機能を提供すること（但し、当該顧客に関して利用規約第1編第8条に基づきメイン機能に関する個別契約の締結を拒絶する場合があります。）	（追記） 実態に合わせた追記
第2章	第7条		メイン機能利用料が発生した月(以下、「メイン機能利用料発生月」といいます。)の翌月2営業日締め	4.メイン機能利用料が発生した月(以下、「メイン機能利用料発生月」といいます。)の翌月5営業日締め	（追記） 実態に合わせた追記
第2章	第7条	6.	ー	当社は、顧客が自身の代理店について紹介行為を行った契約者から第三者に変更することを希望した場合でも、紹介業務の報酬については、紹介行為を行った契約者に支払うものとします。	（追記） 実態に合わせた追記
第3章	第9条		契約者は、当社から発行されたテスト環境用アカウントを従業員ら及びゲスト以外の第三者に利用させてはなりません。	契約者は、当社から発行されたテスト環境用アカウントを従業員ら及びゲスト以外の第三者に利用させないものとします。	（変更） 表現の修正
第3章	第13条		アプリ利用料金が発生した月(以下、「アプリ利用料金発生月」といいます。)の翌月第2営業日締め	アプリ利用料金が発生した月(以下、「アプリ利用料金発生月」といいます。)の翌月第5営業日締め	（追記） 実態に合わせた追記